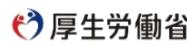




厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare



厚生労働省



埼玉労働局

# 労働安全衛生法（石綿障害予防規則）に基づく 石綿飛散防止対策及び石綿ばく露防止対策について



埼玉労働局労働基準部健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 説明内容

- 事前調査について
- 建築物等の解体等の作業時に必要な措置について
- 労働者の健康管理について
- その他





# 事前調査について

ひと、くらし、みらいのために

# 事前調査の対象について

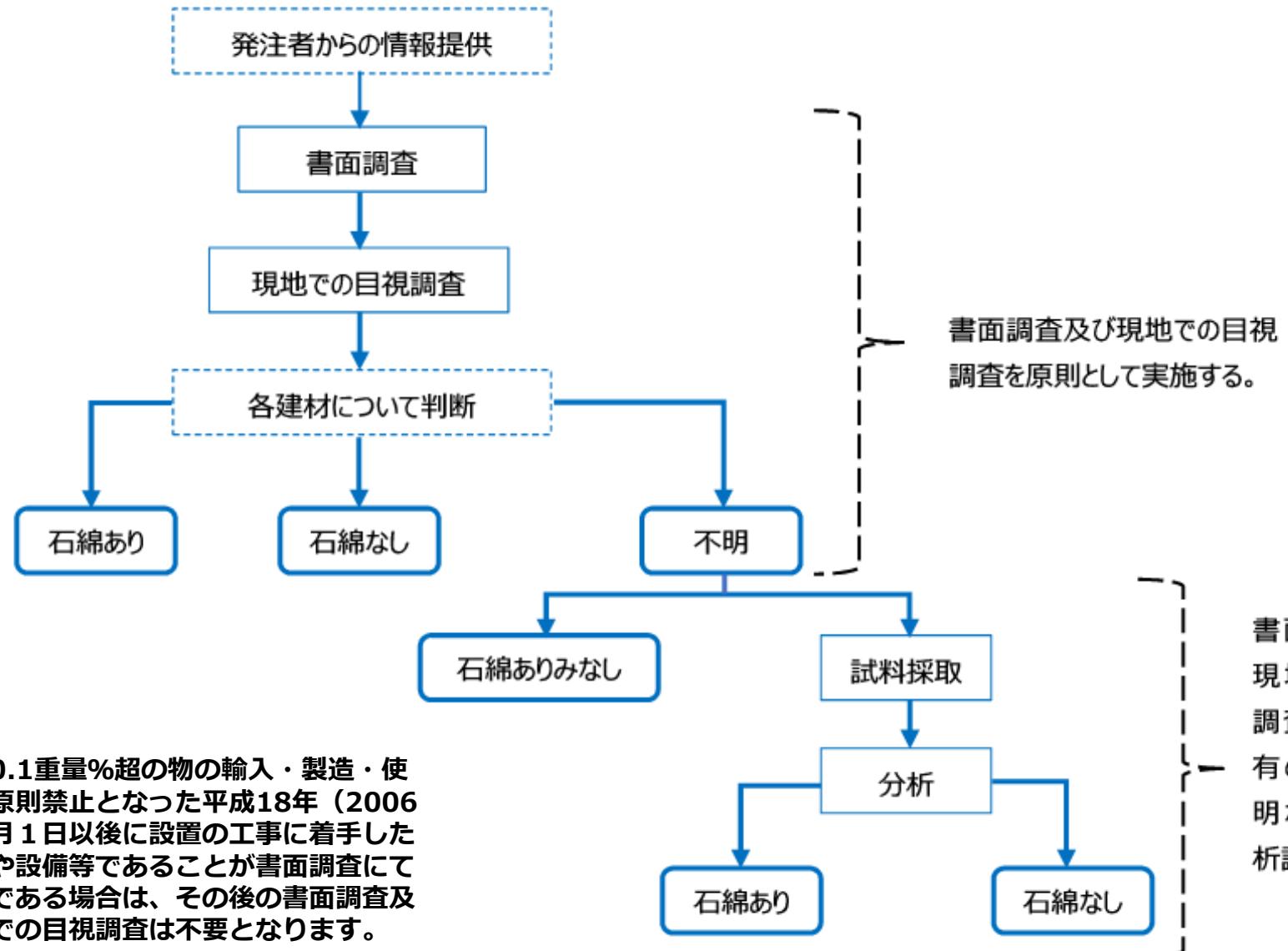
- 建築物・工作物・船舶の解体又は改修作業（以下、建築物等の解体等作業という）を行う際は、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に有資格者による石綿の使用の有無の調査（事前調査）を行う必要があります。 【石綿則第3条】

【事前調査の対象：建築物、工作物、船舶の解体又は改修の作業】

- ・ **全ての建築物**（建築物に設けるガス、電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙、汚水処理の設備など建築設備を含みます。）
- ・ **工作物**（建築物以外のもので、土地、建築物、工作物に設置されているもの、設置されていたもの全て。例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーターなど。）
- ・ **船舶**（船体の主たる構造材が鋼製のもの）



# 事前調査の実施方法について



# 事前調査が必要ない作業について

## 【事前調査が必要ない作業】

- ・材料が、木材、金属、石、ガラスなどのみで構成されているもの、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかで、それらの除去などを行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。
- ・釘を打って固定する、刺さっている釘を抜くなど、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられるきわめて軽微な損傷しか及ぼさない作業。（電動工具などを用いて、石綿が使用されている可能性がある壁面などに穴を開ける作業は、事前調査を行う必要があります。）
- ・既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業など、現存する材料の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。
- ・国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿使用されていないことが確認されたもの。（例えば、河川法の河川管理施設、砂防法の砂防設備、ガス事業法のガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分など）



# 事前調査者の資格について

- 石綿事前調査は有資格者に行わせる必要があります。
  - 建築物や工作物等の種類によって、必要となる資格の種類が異なります。
  - 令和5年10月1日着工の「建築物」の解体又は改修の作業から、「建築物石綿含有建材調査者」等の資格を有する者に事前調査に行わせることが必要となっています。
- さらに、令和8年1月1日以降着工の「一部の工作物」の解体又は改修の作業からは、「工作物石綿事前調査者」の資格を有する者に行わせる必要があります。

# 対象工作物及び事前調査の資格

区分	対象工作物	事前調査の資格（下記のいずれか）
特定工作物  <石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号）>	① 反応槽	工作物石綿事前調査者
	② 加熱炉	
	③ ボイラー及び圧力容器	
	④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）	
	⑤ 焼却設備	
	⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	
	⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）	
	⑧ 変電設備	
	⑨ 配電設備	
	⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）	
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）	
	⑫ トンネルの天井板	
	⑬ プラットホームの上家	
	⑭ 遮音壁	
	⑮ 軽量盛土保護パネル	
	⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板	
	⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	
特定工作物以外の工作物	建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上記①～⑯以外のもの。 (エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物石綿事前調査者</li> <li>・一般建築物石綿含有建材調査者</li> <li>・特定建築物石綿含有建材調査者</li> <li>・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</li> </ul>
	【注】塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業《塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等が含まれる。》に限って有資格者による事前調査が必要。	



# 【参考】各特定工作物の範囲

対象工作物	範囲
②加熱炉	工業炉のことであり、日本標準商品分類の工業炉（435）に属するもの。ただし、耐火物で覆われた加熱室を有しないもの、及び加熱される空間が耐火物または絶縁物で覆われた構造物を有しないものは除く。
③ボイラー・圧力容器	安衛法施行令第1条第3号で規定するボイラー、同条第4号で規定する小型ボイラー、同条第5号で規定する第一種圧力容器、同条第6号で規定する小型圧力容器、同条第7号で規定する第二種圧力容器並びに同施行令第13条第3項第25号で規定する簡易ボイラー及び同条第26号・第27号で規定する容器に該当するもの。
④配管設備	農業用パイプラインや下水道管は含まれ、上水道管は除かれる。
⑤焼却設備	廃棄物焼却設備の場合、施設全体が適用範囲となるが、付隨する煙突は「⑪煙突」と整理される。
⑩送電設備	送電設備のケーブルは、延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告があるため、対象に含まれる。
⑫トンネルの天井板	トンネルには鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）は含まれない。
⑯観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）	「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第2項第1号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいう。

# 石綿事前調査者講習機関について

石綿総合情報ポータルサイト

検索



石綿総合情報ポータルサイト

石綿

総合情報ポータルサイトTOP



石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント



講習会情報



リンク・資料

## 講習会情報

各種石綿事前調査者講習のうち、受講したい講習名をクリックすると、該当講習の受講機関などの情報にアクセスできます。

▶ 石綿作業主任者講習

▶ 工作物石綿事前調査者講習

▶ 建築物石綿含有建材調査者講習

▶ 船舶石綿含有資材調査者講習



石綿事前調査者講習

登録機関協議会

の情報はこちらから

# 事前調査の報告について

- 一定規模以上の工事については、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署及び自治体に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。

【石綿則第4の2条】

## 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

※ 1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※ 2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※ 3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



# 事前調査の報告の方法について

- 事前調査結果の報告は、「石綿事前調査結果報告システム」にて報告可能です。
  - ※パソコン・スマホから24時間報告できます。
  - ※1回の操作で管轄の労働基準監督署及び自治体の両方に報告することができます。
  - ※システムの利用にはgビズIDの発行が必要です。



石綿事前調査結果報告システム

検索



# 事前調査の報告の方法について

- また、事前調査結果の報告は、紙（様式第1号「事前調査結果等報告」）による報告も可能です。  
令和8年1月1日から、この報告様式の一部が改正されますのでご注意ください。

※事前調査の報告については、原則として電子申請にて行ってください。



# 石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル

石綿則に基づく事前調査の  
アスベスト分析マニュアル  
【第2版】

令和4年3月

厚生労働省



## 【参考】

厚労省が作成した「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」です。



石綿則に基づく事前調査の  
アスベスト分析マニュアル  
(厚労省HP)

# 建築物等の解体等の作業時に 必要な措置について

ひと、くらし、みらいのために



# 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び  
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

厚労省と環境省で作成した「建築物等の  
解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛  
散漏えい防止対策徹底マニュアル」です。

※令和3年3月に作成され、段階的に  
改正されています。

令和3年3月

(令和6年2月改正)  
(令和7年3月訂正事項を反映)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課  
環境省水・大気環境局環境管理課



建築物等の解体等に係る石綿  
ばく露防止及び 石綿飛散漏え  
い防止対策徹底マニュアル  
(環境省HP)



# 作業計画の策定及び周知について

- 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するために、あらかじめ、作業計画を定め、かつ当該作業計画により作業を行う必要があります。
- 当該作業計画は関係労働者に周知する必要があります。

【石綿則第4条】

※厚生労働省のHPに「作業計画のひな形」が示されています。

石綿 作業計画

検索



建材の種類	石綿含有吹付け材 (レベル1)	石綿含有保温材等 (レベル2)	石綿含有成形板等 (レベル3)	石綿含有仕上塗材 (レベル3)
対応する 石綿含有材	<ul style="list-style-type: none"> <li>吹付け石綿</li> <li>石綿含有吹付けロックウール（乾式）</li> <li>湿式石綿吹付け材（石綿含有吹付けロックウール（湿式））</li> <li>石綿含有吹付けバーミキュライト</li> <li>石綿含有吹付けパーライト</li> </ul>	<p>【石綿含有耐火被覆材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐火被覆板</li> <li>けい酸カルシウム板第2種</li> </ul> <p>【石綿含有断熱材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋根用折板裏石綿断熱材</li> <li>煙突用石綿断熱材</li> </ul> <p>【石綿含有保温材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石綿保温材</li> <li>けいそう土保温材</li> <li>石綿含有けい酸カルシウム保温材</li> <li>バーミキュライト保温材</li> <li>パーライト保温材</li> <li>不定形保温材（水練り保温材）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁・軒天 スレートボード、スレート波板、窯業系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第1種</li> <li>屋根 スレート波板、住宅屋根用化粧スレート</li> <li>内壁・天井 スレートボード、スラセッコウ板、パーライト板、パルプセメント板、けい酸カルシウム板第1種、せっこうボード、ロックウール吸音天井板、ソフト巾木</li> <li>床 ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリーアクセスフロア材</li> <li>煙突 セメント円筒</li> <li>その他 セメント管、ジョインシート、紡織品、パッキン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築用仕上塗材（吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトは除く）</li> <li>建築用下地調整塗材（※）</li> </ul> <p>※石綿を含有する建築用下地調整塗材は、法令上は石綿含有成形板等の作業基準が適用される。</p>
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い	比較的低い

# 石綿含有建材の種類（レベル）ごとの 石綿飛散及びばく露防止対策について

## 【石綿含有建材の種類（レベル）ごとに必要な措置（各レベル共通）】

### ● 事前調査及び分析調査

（※一定規模以上の工事については事前調査結果の報告も必要）

【石綿則第3条、4条、4条の2】

### ● 事前調査結果の記録作成及び3年保存、現場への備え付け

【石綿則第3条】

### ● 作業計画の作成及び労働者への周知

【石綿則第4条】

### ● 作業場への関係者以外立入禁止、立入禁止の表示

【石綿則第7条、15条】

### ● 保護具（呼吸用保護具・保護衣等）の着用

【石綿則第14条】



# 石綿含有建材の種類（レベル）ごとの 石綿飛散及びばく露防止対策について

## 【石綿含有建材の種類（レベル）ごとに必要な措置（各レベル共通）】

- 石綿業務主任者の選任及び職務

【石綿則第19条、20条】

- 作業者に対する特別教育の実施

【石綿則第27条】

- 清掃の実施

【石綿則第30条】

- 揭示関係（喫煙・飲食の禁止、石綿作業場であること等の掲示）

【石綿則第33条、34条】

- 作業者ごとの作業の記録・保存（40年間）

【石綿則第35条】

- 作業環境測定の実施・記録の保存（40年間）

【石綿則第36条】

- 作業実施状況の写真等による記録・保存（3年間）

【石綿則第35条の2】



# 事前調査結果の掲示について

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告<sup>注1)</sup>、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二、第五号の三)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:○○○○解体工事作業所			
届出先及び 届出年月日	東京〇〇 労働基準監督署 東京 <input checked="" type="radio"/> 都・道・府・県 ○〇市 <input checked="" type="radio"/>	令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○〇不動産(株) 代表取締役社長 ○〇 ○〇
調査終了年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
看板表示日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
調査方法の概要(調査箇所)			
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査			
【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保温材③ 1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤			
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		除去・固い込み・封じ込め・その他	
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	・機種:集じん・排気装置・型式:〇〇〇-2000・設置数:〇台	
	排気能力(m <sup>3</sup> /min)	〇〇m <sup>3</sup> /min(1時間あたりの換気回数4回以上)	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%)	HEPA フィルタ・補修効率:99.97%・粒子径:0.3 μm	
	使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:〇〇〇〇・固化用薬液:〇〇〇〇 ・隔離用シート(厚さ:床〇mm、その他〇mm)・接着テープ等	
	その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表面を被覆する封じ込め工法 <sup>注2)</sup> (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する固い込み工法 <sup>注2)</sup>	
備考:その他の条例等の届出年月日 ○〇区建築物の解体工事等に関する要綱(令和〇〇年〇月〇日届出)			
元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○〇建設株式会社 代表取締役社長 ○〇 ○〇			
住所 東京都〇〇区〇一〇			
現場責任者氏名 ○〇 ○〇 連絡場所 TEL 03-×××-××××			
○〇 ○〇 を石綿作業主任者に選任しています。			
調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所			
事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 ○〇環境(株)氏名 ○〇 ○〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:東京都〇〇区〇〇一〇〇			
分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 氏名 ○〇 ○〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:埼玉県〇〇市〇〇一〇〇			
その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日			

注1)工事に係る部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2)封じ込め工法や固い込み工法を行う場合の記載例

# 石綿含有建材の種類（レベル）ごとの 石綿飛散及びばく露防止対策について

## 【石綿含有建材の種類（レベル）ごとに必要な措置（レベル1、2（※））】

※切断等による除去、切断等を伴う封じ込め、囲い込みを行うもの

- 負圧隔壁養生（又はグローブバッグ）
- 作業開始時、作業中断時の負圧点検
- 作業場へのろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置、排気の実施
- ろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの漏えいの確認  
(初回時、変更時)
- 作業場の出入口へのセキュリティーゾーン（前室、洗身室、更衣室）の設置
- 作業箇所の湿潤化
- 取り残し等の確認、粉じん飛散防止処理、隔壁解除のための粉じん飛散状況確認

【石綿則第6条、13条】

※切断等によらない除去、切断等を伴わない封じ込め、囲い込みを行うものについては上記措置が不要となる項目もあります。  
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」P81を参考してください。

# 石綿含有建材の種類（レベル）ごとの 石綿飛散及びばく露防止対策について

## 【石綿含有建材の種類（レベル）ごとに必要な措置（レベル3）】

### ●負圧隔離養生は不要

※原則、切断等以外の方法により除去する方法とすること

※石綿含有けい酸カルシウム板第1種を切断等により除去する場合、石綿含有仕上塗材を電動工具を用いて切断等により除去する場合は隔離養生が必要

### ●作業箇所の湿潤化

※石綿含有成形板等を原型のまま取り外す場合については湿潤化不要



【石綿則第6条の2、6条の3、13条】

# 石綿障害予防規則の一部改正について (令和5年8月29日公布 令和6年4月1日施行)

## ～改正内容～

石綿等の切断等の作業の際には石綿等の湿潤化の措置を講じることを義務付けられていきましたが、除じん性能を有する電動工具の使用は、石綿等を湿潤化した場合と同等以上の石綿等の粉じんの発散低減効果があると認められるため、石綿則第13条第1項で規定する措置については、石綿等の湿潤化の措置に限定せず、石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の措置のいずれかの措置が可となりました。

また、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する作業及び建築物、工作物又は船舶に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業において義務付けられる常時湿潤化の措置を、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置が可となりました。



# 労働基準監督署への届出について

## ◆建設工事計画届【安衛法第88条第3項、安衛則第90条第5号の2、5号の3】

- ✓ レベル1、2の石綿除去作業が届出対象
- ✓ 石綿除去作業開始の14日前までに「建設工事 土砂採取計画届（様式第21号）」の届出が必要

## ◆建築物解体等作業届【安衛法第100条、石綿則第5条】

- ✓ 届出対象は建設工事計画届と同様だが、建設工事計画届を届出した場合については建築物解体等作業届は不要
- ✓ 建設業及び土石採取業以外の業種が該当

### 届出先・届出方法

- 届出先はいずれも作業現場の所在地を所轄する労働基準監督署
- 原則、正副各1部（同一のものを計2部）を届出



# 労働者の健康管理について



ひと、くらし、みらいのために



埼玉労働局  
Safe work  
SAITAMA

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 石綿健康診断の実施及び結果の保存について

- 石綿業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ、配置替えの際と、その後6ヶ月以内ごとに1回、定期に、石綿健康診断を行わせる必要があります。
- 石綿業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用（雇用）している労働者に対しても、6ヶ月以内ごとに1回、定期に、石綿健康診断を行わせる必要があります。
- 石綿健康診断の結果に基づき、「石綿健康診断個人票（様式第2号）を作成し、これを労働者が石綿業務に常時従事しないこととなつた日から40年間保存する必要があります。



# 石綿健康診断結果の報告について

■ 様式第3号(第43条関係)(表面)

石綿健康診断結果報告書

80310

標準字体  
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□ 被保険者番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□ 被扶養者番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□ 被扶養者番号	在籍労働者数	人
事業場の名称			事業の種類		
事業場の所在地	郵便番号( ) 電話( )				
対象年 7:平成 9:令和 →	□□□□ (月～月分)(報告回目)	健診年月日 7:平成 9:令和 →	□□□□□□□□ (月～月分)(報告回目)	第二次健康診断	年月日
健康診断実施機関の名称			健康診断実施機関の所在地		
項目	石綿業務の種別 石綿業務コード 具体的業務内容 ( )	石綿業務の種別 石綿業務コード 具体的業務内容 ( )	石綿業務の種別 石綿業務コード 具体的業務内容 ( )	従事労働者数 □□□□人	受診労働者数 □□□□人
上記のうち第二次健康診断を要するとされた者の数	人	人	人	人	人
第二次健康診断受診者数	人	人	人	人	人
上記のうち有所見者数	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人
疾患にかかっていると診断された者の数	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人
ページ □ / □	総ページ □ / □	産業医 氏名 所属機関の名称及び所在地			
年月日 事業者様氏名 労働基準監督署長殿					
受付印					

## 報告様式

→ 「石綿健康診断結果報告書」  
(様式第3号)

## 報告先

→ 事業場所在地を所轄する  
労働基準監督署

## 報告時期

→ 健康診断実施後、遅滞なく提出

【石綿則第43条】

# じん肺健康診断の実施について

## ◆就業時健康診断【じん肺法第7条】

新たに常時粉じん作業に従事することになった労働者に対し、就業の際に、  
じん肺健康診断を行わせる必要があります。

## ◆定期健康診断【じん肺法第8条】

常時粉じん作業に常時従事する労働者及び常時粉じん作業に従事させたことが  
ある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事している労働者に対し、  
以下の表の頻度でじん肺健康診断を行わせる必要があります。

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻度
常時粉じん作業に従事	管理 1	3年以内ごとに1回
	管理 2	1年以内ごとに1回
	管理 3	
常時粉じん作業に従事して いたことがあり、現に非粉 じん作業に従事	管理 2	3年以内ごとに1回
	管理 3	1年以内ごとに1回

# じん肺健康診断結果の報告について

■ 様式第8号(第37条関係)(表面)

80308

じん肺健康管理実施状況報告

労働保険番号	在籍労働者(12月末日現在)				人
事業場の名称	事業の種類				
事業場の所在地	郵便番号( )				電話( )
対象期間 9:今期 → <input type="text"/> 月	健診年月日		7:平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
定期健康診断実施機関の名称					
定期健康診断実施機関の所在地					
粉じん作業従事労働者数(12月末日現在)					
粉じん作業コード	<input type="text"/> 人	粉じん作業コード	<input type="text"/> 人	粉じん作業コード	<input type="text"/> 人
上記作業従事労働者数	<input type="text"/> 人	上記作業従事労働者数	<input type="text"/> 人	上記作業従事労働者数	<input type="text"/> 人
本年中に実施したじん肺健康診断実施者の総数			計(イ)～(二)人		
(イ)就業時健康診断(法第7条)	(ロ)定期健康診断(法第8条)	(ハ)定期外健康診断(法第9条)	(二)職場時健康診断(法第9条)する労働者(法第9条の2)		
小計	第1号	第2号	第3号	第4号	小計
<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
(※1) 粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事したことがある労働者のじん肺管理区分別内訳(12月末日現在)					
計(イ)～(ホ)	有所見者数小計	(ロ)～(ホ)	(イ)～(ホ)	(二)管理3	(ホ)～(ホ)
管 理 1	人	管 理 2	人	管 理 3	人
<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
先年管理1であった労働者で、本年中に新規に管理2、管理3又は管理4と決定されたものの数	<input type="text"/> 人	本年中に粉じん作業から他の作業に転換した労働者の数			
(※2) 粉じん作業区分に管理2又は管理3である労働者で、じん肺法実施規則第1条各号に掲げる合併症により、本年中に療養を開始したものの数					
<input type="text"/> 人	計	1号	2号	3号	4号
産業医	氏名				
所属医療機関の名称及び所在地					
年月日					
事業者職氏名					
労働基準監督署長経由					
労働局長殿					
受付印					

## 報告様式

→ 「じん肺健康管理実施状況報告」  
(様式第8号)

## 報告先

→ 事業場所在地を所轄する  
労働基準監督署

## 報告時期

→ 每年12月末日現在における  
じん肺に関する健康管理の状況を  
翌年2月末日までに報告する  
※健康診断を実施していない年に  
ついても報告する必要あり

## 報告方法

→ 原則、電子申請による報告  
【じん肺則第37条】



# 石綿健康診断及びじん肺健康診断についてのまとめ

- **石綿業務に常時従事している労働者**に対しては、  
**石綿健康診断とじん肺健康診断の両方**を行わせる必要があります。
- 石綿健康診断については実施後、**遅滞なく**、  
じん肺健康診断については**毎年12月末日現在**の  
状況を**翌年2月末まで**に所轄労働基準監督署へ  
所定の様式により報告する必要があります。  
(※じん肺健康管理実施状況報告については**実施し  
ていない年も報告する必要**があります。)



# その他

ひと、くらし、みらいのために

# 石綿健康管理手帳の交付について

- 石綿を製造し、又は取り扱う業務（**直接業務**）に従事した離職者（労働者であった者）、同じ石綿作業場内で石綿を取り扱わない業務（**周辺業務**）に従事した離職者（労働者であった者）は、石綿健康管理手帳の交付対象となる場合（※交付要件を満たした場合に限る）がございます。
- 石綿健康管理手帳の交付を受けた者は、労働局が指定した医療機関で、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

⇒申請方法や交付要件等については  
労働局の健康管理手帳担当へご相談ください。



健康管理手帳について

(厚労省HP)



# ご視聴ありがとうございました

## ご安全に！



労働基準局広報キャラクター  
「たしかめたん」

ひと、くらし、みらいのために

